

●●ネーミングライツ契約書(案)

須賀川市(以下「甲」という。)及び●●(以下「乙」という。)は、甲が所有する●●に使用する愛称の命名権(以下「ネーミングライツ」という。)に関し、次のとおり契約を締結する。

(基本的事項)

- 第1条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 2 甲は、甲が所有する施設を有効に活用し、市民サービスの向上と地域活性化を図ることを目的として、対象施設のネーミングライツの付与に関する事業を実施する。
- 3 乙は、本契約に定めるネーミングライツの対価として第4条第1項に規定する金額(以下「ネーミングライツ料」という。)を支払うものとする。
- 4 本契約に定めるもののほか、乙は、須賀川市ネーミングライツ導入に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)を遵守し、須賀川市契約規則(平成29年須賀川市規則第22号。以下「契約規則」という。)及びその他の関係法令の定めるところに従わなければならない。

(ネーミングライツの愛称)

第2条 乙が対象施設に命名する愛称は、次表のとおりとする。ただし、甲が条例等で定める正式名称は変更しない。

対象施設	●●
所在地	●●
愛称	●●

- 2 乙が前項に規定する愛称を使用することができる期間は、次条の期間とする。
- 3 乙は、次条に定める契約日から次の各号に掲げる行為をすることができるものとする。
- (1) 第5条第2項に定める看板の製作・設置
 - (2) 広告宣伝物への掲出
 - (3) マスメディアへの対応を含む広報及び広告活動
- 4 愛称は、次に掲げる場合には、使用されないことがある。
- (1) オリンピック及び国際大会等の大会規定等により使用制限がある場合
 - (2) 対象施設の利用者及び報道機関等が自己都合により使用を控える場合
 - (3) 正式名称を使用する必要がある場合
- 5 甲は、前項の場合を除き、第1項に規定する愛称を積極的に使用して周知を図るものとする。
- 6 愛称は、市民や施設利用者の混乱を防止するため、次条の期間内に変更することはできない。ただし、甲乙協議の上、甲が適当と認めるときは、愛称を変更することができる。

(契約期間等)

第3条 本契約の契約期間は、契約日から令和●年●月●日までとする。

- 2 愛称の使用期間は令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

(ネーミングライツ料)

第4条 ネーミングライツ料は、年額●円(税抜額は●円、取引に係る消費税及び地方

消費税の額は●円)とする。

- 2 乙は、甲の会計年度ごとに甲が発行する納入通知書により、次表の納入期限までにネーミングライツ料を支払うものとする。

年度	期間	納入期限	ネーミング ライツ料年 額	税抜金額 (消費税及び 地方消費税)
令和●年度	自令和●年●月●日 至令和●年●月●日	令和●年●月●日	●●●円	●●●円 (●●●円)
令和●年度	自令和●年●月●日 至令和●年●月●日	令和●年●月●日	●●●円	●●●円 (●●●円)
令和●年度	自令和●年●月●日 至令和●年●月●日	令和●年●月●日	●●●円	●●●円 (●●●円)
令和●年度	自令和●年●月●日 至令和●年●月●日	令和●年●月●日	●●●円	●●●円 (●●●円)
令和●年度	自令和●年●月●日 至令和●年●月●日	令和●年●月●日	●●●円	●●●円 (●●●円)

- 3 乙は、納期限までに契約金額を納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につきその金額に、契約締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定する率を乗じて得た額を遅延利息（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）として、甲の発行する納入通知書により、一括して納入しなければならない。ただし、遅延利息の金額が100円未満であるときは、これを切り捨てるものとする。

- 4 この契約の存続期間において、対象施設が施設全般に亘り30日以上連続して使用不能の場合は、使用不能日数に応じて、当該年度分の前項に規定する対価を日割りにより計算した額を減ずるものとする。この場合において、甲が既にその額を超える対価を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還するものとする。返還する場合には、利息を付さないものとする。

- 5 この契約の存続期間の中途において、第10条及び第11条第2項に基づく契約の解除によりこの契約が終了した場合における解除の日が属する年度における対価は、当該年度の開始日から解除の日までの日数に応じて、該当年度分の第1項に規定する対価を日割りにより計算した額とする。この場合において、甲が既にその額を超える対価を受領しているときは、当該超過した額を乙に返還しないものとする。

（ネーミングライツ料以外の費用負担）

第5条 乙は、ネーミングライツ料のほかに次の各号に定める一切の費用を負担する。

（1）愛称を表示するための看板の新設及び既存看板の変更に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用

（2）看板の修繕等の維持管理費用

（3）愛称を表示するために電気を使用する看板を新設する場合の電気使用料及び子メーターの設置に係る費用並びに契約期間終了時の撤去及び原状回復に係る費用

（4）本契約の締結及び変更に要する費用

- 2 看板は、建物の壁面に愛称を表示する看板のほか、施設の敷地内にある門柱、施設案内板、誘導表示、カッティングシートで張り付けた愛称表示等を含むものとする。（以下本契約において同じ。）

- 3 第2条第6項ただし書に基づき愛称を変更する場合、乙は、甲が作成するパンフレット及び封筒等の印刷物の愛称表示変更に係る一切の費用を負担するものとする。

4 第10条及び第11条第2項の規定により本契約が解除される場合においても、第1項第1号及び第2号までの規定を適用するものとする。この場合において、愛称を使用するために甲が作成したパンフレット、封筒等の印刷物の表示変更に係る一切の費用は、乙が負担するものとする。

(契約の保証)

第6条 乙が納付すべき契約の保証については、契約規則第30条第1項第●号の規定に基づき全部免除する。

(契約の履行に伴う義務)

第7条 甲及び乙は、愛称に乙の商号又は商品名が含まれることにより、対象施設から発信される様々な情報が、互いの名誉及び信用を毀損することがないように十分に配慮するものとする。

(秘密保持)

第8条 甲及び乙は、互いに施設命名権の導入に関して知り得た相手方の経営上又は業務上の秘密を相手方若しくは相手方の代理人以外の第三者に漏らし、又はこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、法令の規定に基づき開示する場合はこの限りではない。

(報告及び通報の義務)

第9条 乙は、暴力団等による不当介入を受けたときは、須賀川市の締結する契約等に係る暴力団等排除措置要綱（平成22年7月1日施行）第7条第1項に規定する報告及び通報をしなければならない。

(甲の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、乙に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除できるものとする。

- (1) ガイドラインに定める応募資格に該当しないことが判明したとき
- (2) 差押、仮差押、競売の申立て又は破産手続開始、再生手続開始、整理開始若しくは更生手続開始の申立てがあったとき
- (3) 支払を停止したとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき
- (4) 解散、合併又は営業の全部の譲渡を決議したとき
- (5) 本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の甲の書面による通知を受けてから30日以内に、その違反が解消されないとき
- (6) 著しく社会的信用を失墜したとき
- (7) 乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す

るなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定により本契約が解除されたときは、乙は残る契約期間の契約金額の総額（かかる残余の契約期間に応じて第4条第1項に規定する対価を日割りにより計算した額とする。）に0.2を乗じて得た額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該金額に100円未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。

3 乙は甲に対して、第1項に規定する理由により本契約を解除された場合に発生する損害の賠償を請求することはできない。

（乙の解除）

第11条 乙は、次の各号のいずれかの事由に該当することとなった場合は、甲に対して、書面による通知をすることにより、本契約を解除できるものとする。

（1）対象施設の使用不能が6カ月を経過してもなお改善の見通しが無いとき

（2）対象施設が天災地変、事件等により使用不可能になったとき

（3）甲が本契約に違反し、かつ当該違反を是正すべき旨の乙の書面による通知を受けてから30日以内に、その違反が解消されないとき

2 前項の規定によらず、乙がこの契約の解除を申し出た場合、甲及び乙は誠実に協議し、それぞれ合意の上、本契約を解除することができるものとする。

3 前項の規定により本契約が解除されたときは、乙は残る契約期間の契約金額の総額（かかる残余の契約期間に応じて第4条第1項に規定する対価を日割りにより計算した額とする。）に0.2を乗じて得た額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。当該金額に100円未満の端数がある場合はこれを切り上げるものとする。

4 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

（解除に伴う原状回復）

第12条 第10条及び第11条第2項の規定により本契約が解除された場合は、第5条に基づき乙が設置した対象施設及び対象施設の設備等に愛称を掲示したものを乙の負担で遅滞なく原状に復し、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知があったときは、原状回復の状態を確認するため検査を実施するものとし、乙は、甲が実施する検査に協力するものとする。

3 第1項に規定する原状回復を乙が行わない場合、甲は、乙の同意を得ることなく原状回復を行うことができる。甲は、当該原状回復に要した費用を乙に請求し、乙は直ちにこれを支払わなければならない。

（権利譲渡等の禁止）

第13条 乙は、ネーミングライツを第三者に転貸し、若しくは使用及び収益を目的とする権利を設定し、又は譲渡し、並びに抵当権若しくは質権を設定してはならない。

（ロゴマークの知的財産権）

第14条 乙は、愛称を表象するロゴマークを使用する場合は、デザイン及び使用方法の案を作成し、甲の承認を得て、決定するものとする。

2 本ロゴマークの知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。）は乙に帰属するものとする。

（知的財産権の無償使用）

第 15 条 乙が、愛称に関して知的財産権を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議の上、別途定める。

3 愛称が第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は自己の責任と費用においてこれを解決する。

(損害の賠償)

第 16 条 甲及び乙は、第 7 条に定める義務を履行しなかったために相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

2 施設敷地内外の既存の市の設備等に愛称を掲示した看板等の破損等により、物や第三者に損害を与えたときは甲がその損害を賠償しなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害については、乙が賠償する。

3 施設敷地内外に新たに愛称を掲示した看板等の破損等により、物や第三者に損害を与えたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。

4 第 10 条及び第 11 条第 2 項の規定による契約の解除を直接の原因として甲に現実の損害が生じたときは、乙は、第 10 条第 2 項及び第 11 条第 3 項に規定する違約金とは別に、甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

(契約の更新)

第 17 条 乙は、本契約の更新について優先的に甲と交渉する権利を有する。

2 乙は、本契約の更新を希望する場合には、令和●年●月末日までにその旨を文書で甲に通知しなければならない。

(不可抗力等)

第 18 条 甲又は乙は、災害その他やむを得ない事由により、本契約の履行に支障があると判断した場合は、相手方と協議して契約の内容を変更することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 19 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約の効力)

第 20 条 この契約が履行期間若しくは着手すべき時期の始期までに締結されないときは、甲・乙双方の合意により、当該始期から契約締結までに行われたこの契約書の範囲内の行為は、この契約に基づくものとして取り扱うものとする。

(重要な事情変更)

第 21 条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(通知等)

第 22 条 本契約の規定による請求、通知、報告、申請、承認、指示、届出又は提出は、緊急の場合を除き、相手方に対する書面又は電磁的記録により行わなければならない。

2 本契約の履行に関し甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して甲及び乙間で用いる計量単位は、特段の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。

5 本契約上の期間の定めは、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)が規定するところによるものとする。

(準拠法)

第 23 条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(裁判管轄)

第 24 条 本契約に関する訴えは、甲の事務所の所在地を管轄する福島地方裁判所とする。

(協議事項)

第 25 条 この契約の解釈について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(※電子契約の場合)

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、契約当事者が地方自治法施行規則(昭和 22 年内務省令第 29 号)第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年 月 日

甲 須賀川市八幡町 135
須賀川市
須賀川市長 大寺 正晃

乙 ●●●●●●●●
●●●●●●
●●●●●● ●●●●●●